

令和8年度

宮古市公共施設照明LED化業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

宮古市政策推進部 エネルギー推進課

目 次

1	趣旨	1
2	業務の概要	1
3	実施スケジュール（予定）	1
4	審査の概要	1
5	参加資格要件	2
6	担当部署	2
7	質問及び回答	3
8	参加表明書の提出	3
9	参加資格審査結果通知	4
10	図面データ等の貸与	5
11	施設見学	5
12	企画提案書の作成要領	5
13	企画提案書の提出	6
14	プレゼンテーション	6
15	審査基準	7
16	契約締結までの流れ	7
17	参加表明書及び企画提案書の無効	8
18	その他	8

1 趣旨

この要領は、宮古市（以下「市」という。）が所有する公共施設の照明について、令和9年末までに生産及び輸出入が禁止される蛍光灯等の既設照明器具をLED照明器具に更新する「宮古市公共施設照明LED化業務」の事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日まで

(4) 対象施設

12施設（別紙1「対象施設一覧表」のとおり）

(5) 提案上限額

108,000,000円（税込）

3 実施スケジュール（予定）

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月6日（月）
- (2) 質問の受付締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月10日（金）
- (3) 質問への回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月17日（金）
- (4) 参加表明書等提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月1日（金）
- (5) 参加資格要件審査結果通知（企画提案書提出要請）・・・・・・・・令和8年5月12日（火）
- (6) 施設見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月19日（火）
～5月22日（金）
- (7) 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月29日（金）
- (8) プレゼンテーション実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年6月16日（火）
- (9) 企画提案審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年6月19日（金）
- (10) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年6月26日（金）

4 審査の概要

(1) 一次審査（書類による審査）

一次審査は、5に示す参加資格要件を満たす者を対象とし、8(1)に示す提出書類について審査を行い、上位3者までを一次審査合格者とする。

(2) 二次審査（企画提案書内容及びプレゼンテーションによる審査）

二次審査は、一次審査合格者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行う。

(3) 最優秀者及び次点者の特定

一次審査と二次審査の評価合計点が360点以上の者から、評価合計点が最も高い企画提案者を最優秀者、2番目に高い企画提案者を次点者として特定する。

市は、最優秀者と業務委託契約締結に係る協議を行い、最優秀者との協議が整わない場合には、次点者を最優秀者とし、業務委託契約締結に係る協議を行う。

なお、最優秀者及び次点者として特定した後、業務委託契約締結の日までに、5(1)ウ又はエのいずれかに該当した場合は、その特定を取り消すものとし、5(2)の場合も同様とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 単独で参加する場合

ア 宮古市内に本店（個人事業主の場合は主たる事業所）を有する法人若しくは個人事業主（以下「市内業者」という。）又は宮古市内に事業所を有する団体（以下「市内団体」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

エ 公告の日から最優秀者の特定の日まで、市が定める指名停止又は入札参加資格停止を受けていないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 業務の実施体制に、次の有資格者を含めること。

(ア) 第一種電気工事士

(イ) 第三種電気主任技術者

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ク 市内団体が単独で参加する場合、構成員が上記イからキの事項を全て満たすこと。なお、上記カについては、構成員のうち市内業者の担当者（管理技術者又は担当技術者）が当該資格を有すること。

(2) グループで参加する場合

ア グループを代表する市内業者を定めること。

イ グループの構成員は、単独参加していない市内業者とすること。

ウ グループの構成員は、「(1) 単独で参加する場合」のイからキの事項を全て満たすこと。なお、「(1) 単独で参加する場合」のカについては、グループ構成員の担当者（管理技術者又は担当技術者）が当該資格を有すること。

エ グループの構成員は、同時に複数のグループの構成員になれないこと。

6 担当部署

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市政策推進部 エネルギー推進課 脱炭素推進係

電話番号：0193-77-5033（直通）

F A X：0193-63-9114

E-mail：energy@city.miyako.iwate.jp

7 質問及び回答

(1) 提出方法

不明な点等がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項をまとめ、電子メールで提出することとし、口頭による個別対応は実施しない。

(2) 提出期限

令和8年4月10日（金）午後4時（必着）

(3) 提出先

6 担当部署に同じ

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）（予定）までに、質問者に対して電子メールにより通知するほか、市ホームページにて公表する。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる書類に必要事項を記入の上、提出すること。

なお、当該提出書類は、一次審査の対象書類とする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

※市内団体が単独で参加する場合は、構成員の名簿を併せて提出すること。

※グループで参加する場合は、グループ構成書（様式第3号）及びグループ協定書（様式第4号）を併せて提出すること。

イ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

ウ 企業状況表（様式第5号）

エ 国税・地方税の滞納がないことを証する納税証明書（直近一年分）

オ 管理技術者等の配置表（様式第6号）

(ア) 業務の実施にあたって、管理技術者（市の窓口となり、業務を統括する技術者）、担当技術者（管理技術者の指示を受け業務を履行する技術者）及び照査技術者（業務全体の照査を行う技術者）（以下「管理技術者等」という。）をそれぞれ配置することとし、管理技術者等は、それぞれ兼務できないものとする。また、管理技術者等は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要な場合は、書面により市と協議の上、了解を得ること。

(イ) 管理技術者等の氏名、実務経験年数、担当する業務等について、それぞれの役割を明確に記載すること。

(ウ) 管理技術者等について、保有資格を記載した場合には、その資格を証明する書類の写しを添付すること。

カ 業務の実施体制（様式第7号）

業務の実施体制について、次の点が明確となるよう記載すること。

- ・業務の規模に対して、適正な人員・体制が確保されているか。
- ・業務の進捗管理の方法が明確で、円滑に更新作業を進められる体制となっているか。
- ・想定されるリスクに対する対応策・予防策が講じられる体制となっているか。
- ・LED照明器具の納品遅延等に対し、柔軟な対応が可能である体制となっているか。

キ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第8号）

※上記イからエ及びキ：市内団体が単独で参加する場合及びグループで参加する場合、構成員となる者についても併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月1日（金）午後4時（必着）

(3) 提出場所

6 担当部署に同じ

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

ア 持参の場合

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出場所へ直接持参すること。

イ 郵送の場合

封筒に「プロポーザル参加表明書在中」の旨を記載し、郵送すること（ただし、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。

ウ 電子メールの場合

6 担当部署に示す E-mail アドレスへ電子データ（PDFデータ）を送付すること。電子メールの件名は、「【参加者名】公共施設照明LED化業務に関する公募型プロポーザル参加表明書の送付」とすること。

9 参加資格審査結果通知

提出された参加表明書（8(1)に掲げる書類）を担当部署で確認・審査し、令和8年5月12日（火）（予定）までに参加表明書の各提出者に対し、一次審査結果を書面により通知する。点数が72点以上の者のうち、上位3者までを一次審査合格者とし、企画提案書の提出を求める。

なお、参加資格審査結果について疑義のある者は、質問書（任意様式）により、通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、担当部署に対して説明を求めることができる。

10 図面データ等の貸与

一次審査合格者は、対象施設の「電灯平面図及び電灯姿図」が格納された CD-R を借用することができる。なお、対象施設のうち、電灯平面図及び電灯姿図を保有していない施設や、小規模修繕等により電灯平面図及び電灯姿図と現況とが一致していない施設がある。借用を希望する一次審査合格者は、担当部署に対し、以下の事項を記載（任意様式）のうえ、「6 担当部署」に示す電子メールで申し込むこと。

- ・業務名
- ・住所、名称及び代表者職氏名
- ・担当者の部署、氏名及び連絡先（電話番号、E-mail アドレス）
- ・図面データを希望する旨、来庁予定日時、来庁予定者名
- ・返却予定日

11 施設見学

一次審査合格者は、「3 実施スケジュール（予定）」の期間において対象施設の見学を行うことができる。希望者は令和8年5月14日（木）までに「6 担当部署」に示す電子メールで申し込むこと。なお、見学日時については、市の指示に従うこと。

企画提案書は、別紙1「対象施設一覧表」、別紙2「個票」等の公表資料を基に検討することを前提とし、見学可能な施設数は一希望者あたり3施設までとする。また、対象施設の稼働状況によっては、施設の見学ができない場合がある。

12 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書表紙（様式第9号）
- (2) 企画提案書

様式は自由とする。ただし、原則A4判、文字サイズは12ポイント以上とし、20ページ以内（両面印刷の場合は10枚以内）とし、表紙及び目次はページ数に含めない。

企画提案書の内容は、実施可能なものとし、次のテーマについて必要に応じて図等を活用し、簡潔に記述すること。

《テーマ》

ア 実施方針

提案の基本方針、概要及びLED照明器具への更新に係る具体的な考え方を記載すること。

イ 業務計画、業務実施体制

対象施設の利用実態を考慮した業務計画を記載すること。

また、業務の工程を見通したうえで、現地調査から更新作業までの具体的なスケジュールを示し、各工程における市内業者が担う役割、連携方法を明確に記載すること。

ウ LED照明器具の仕様等

LED照明器具は仕様書に示す性能を満たしており、品質、信頼性、安全性を十分に確保しているか記載すること。

エ 照明器具LED化前後の消費電力量の試算

対象施設の照明器具LED化前後の年間消費電力量を試算（試算の根拠等についても明示）し、比較すること。

なお、試算に用いる年間点灯時間は、「電気料金および年間点灯時間の表示に関するガイド」（令和6年7月26日一般社団法人日本照明工業会公表）で定められている「体育館・会議室」における年間点灯時間とすること。

オ その他独自提案

対象施設の省エネルギー化に寄与する等、独自提案があれば提案すること。独自提案を行う場合は、提案に伴う事業費の増額見込みと省エネルギー化による消費電力量の削減効果等も併せて示し、両者を比較した費用対効果が分かるように記載すること。

(3) 参考見積書

見積書には、見積もった金額の110分の100に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を記載すること。

13 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後4時（必着）

(2) 提出場所

6 担当部署に同じ

(3) 提出部数

ア 企画提案書表紙（様式第9号）	紙媒体7部及び電子データ（PDFデータ）
イ 企画提案書	紙媒体7部及び電子データ（PDFデータ）
ウ 参考見積書	紙媒体7部及び電子データ（PDFデータ）

(4) 提出方法

ア 紙媒体

8(5)に同じ。封筒への記載は「プロポーザル企画提案書在中」とすること。

イ 電子データ

6 担当部署に示すE-mailアドレスへ送付すること。電子メールの件名は、「【参加者名】公共施設照明LED化業務に関する公募型プロポーザル企画提案書の送付」とすること。

14 プレゼンテーション

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの実施日

令和8年6月16日（火）（予定）（詳細は、別途提案者に通知する。）

(2) プレゼンテーションの場所

宮古市役所（予定）（詳細は、別途提案者に通知する。）

(3) プレゼンテーションの出席者

- 1 提案者あたり3名以内とする。
- (4) プレゼンテーションの持ち時間
プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度とする。
- (5) その他
- ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、企画提案書の差し替えや追加資料の提示等は認めない。なお、企画提案書の要約又はプレゼンテーションで使用するスライド資料の配布は可とする。
- イ プロジェクター、スクリーン及びHDMI ケーブルは市が用意する。パソコンを使用する場合は、提案者が用意すること。

15 審査基準

(1) 評価項目

参加表明書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に関する評価は、次に掲げる評価項目によるものとする。

- ア 管理技術者等の配置（様式第6号の記載内容）
- イ 業務の実施体制（様式第7号の記載内容）
- ウ 企画提案書の内容（提案内容の妥当性及び的確性等）
- エ プレゼンテーションの内容（取組意欲、コミュニケーション能力等）

(2) 配点と割合

	評価項目	配点	割合
一次審査	① 管理技術者等の配置	120点	20%
	② 業務の実施体制		
二次審査	③ 企画提案書の内容	360点	60%
	④ プレゼンテーションの内容	120点	20%
合計		600点	100%

16 契約締結までの流れ

(1) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、令和8年6月19日（金）（予定）までに提案者に対して、書面により通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。ただし、非特定の提案者名は公表しない。

なお、審査結果について疑義のある者は、質問書（任意様式）により、通知した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、担当部署に対して説明を求められることができる。

(2) 契約締結に係る協議

審査の結果、最優秀者となった者を受託候補者とし、市は受託候補者と業務委託契約締結に係る協議を行うものとする。受託候補者は、見積書及び業務費内訳書等、市の指示する書類を提出すること。協議が整った場合、市は受託候補者と業務委託契約を締結するものとする。

17 参加表明書及び企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合

18 その他

- (1) 本プロポーザルは、参加者が1者であっても、有効に成立するものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない、また、返却をしない。
- (4) 業務により得られた成果品及び全ての権利（所有権、著作権等）は、市に帰属するものとする。